

広島高速道路公社公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等 の特定手続きに関する実施要領

(平成22年7月27日)

(沿革) 令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、広島高速道路公社が建設工事に係る調査、設計等の業務を建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、当該委託業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、複数の者から技術提案書の提出を求め、技術的に最適な者を特定する公募型プロポーザル方式の手続きに関し、必要な事項を定める。なお、技術提案書の提出者を指名して発注しようとする場合は、広島高速道路公社プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きに関する実施要領（平成22年7月27日。以下「特定手続実施要領」という。）によるものとする。

(対象業務)

第2条 この手続きは、特定手続実施要領第2条に規定する対象業務のうち、原則として1件につき予定価格の見込みが5,000万円以上の委託業務を対象とする。ただし、技術的難度が高く広く公募する必要があるものについてはこの限りではない。

(プロポーザル方式の区分)

第3条 この手続きの方式は、次に掲げる区分によるものとし、必要に応じて業務内容に適した方式を選定する。

- (1) 技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価することにより建設コンサルタント等を特定する方式（総合評価型プロポーザル方式）
- (2) 企業の技術者の能力に重点を置いて評価することにより建設コンサルタント等を特定する方式（技術者評価型プロポーザル方式）

(参加表明書の提出)

第4条 理事長は、技術提案書の提出者を選定するため、この手続きへの参加を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求めるものとする。

2 参加表明書の受領期限は、原則として、第6条第1項の説明書の交付を開始した日の翌日から起算して10日とするものとする。

3 第1項に規定する参加表明書には、当該委託業務の特性に応じて理事長が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況
- (2) 保有する技術職員の状況
- (3) 同種又は類似の業務実績
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他理事長が必要と認める事項

(手続き開始の公告)

第5条 理事長は、前条第1項に規定する参加表明書の提出を求める場合に、広島高速道路公社における掲示、ホームページへの掲載等により、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 業務概要（業務名、業務内容及び履行期限）
- (2) 技術提案書の提出者に要求される資格
- (3) 技術提案書の提出者を選定するための基準
- (4) 技術提案書を特定するための評価基準
- (5) 担当部課
- (6) 業務及び当該手続きの説明書の交付期間、場所及び方法
- (7) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
- (8) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
- (9) 契約書作成の要否
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
- (11) その他理事長が必要と認める事項

2 前項に規定する公告は、別に定める手続き開始の標準公告例によるものとする。

(業務説明書)

第6条 前条に規定する手続き開始の公告後すみやかに、次項の各号に掲げる事項を記載した説明書(以下「業務説明書」という。)の交付を開始し、技術提案書の受領期限の日の前日までに交付するものとする。

2 業務説明書には、前条第1項の第6号を除く各号に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明（目的、内容、成果品、履行期限等）
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先
- (3) 業務説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法
- (4) 支払い条件
- (5) その他理事長が必要と認める事項

3 業務説明書には、前項の各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 受領期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないこと
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成又は提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担とすること。
- (3) 提出された参加表明書は、返却しないこと
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないこと
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は、認めないこと
- (6) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、変更することができないこと
- (7) 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあること

4 業務説明書には、別冊として、手続き開始の公告の写し、契約書案、図面、仕様書案及び条件明示案等を必要に応じ含めるものとする。

(技術提案書の提出者の選定)

第7条 理事長は、第5条第1項に規定する手続き開始の公告及び第6条第1項に規定する業務説明書

において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準に基づき、参加表明書を提出した者の審査を行い、参加表明書を提出した者の中から、技術提案書の提出者を3から5者程度選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知を行うとともに、技術提案書の提出要請書を送付するものとする。

2 前項に規定する通知から技術提案書の提出までの期間は、原則として15から40日とするものとする。

3 理事長は、技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定並びに参加表明書を提出した者の審査に当たっては、広島高速道路公社検討部会要綱（令和3年3月30日）第3条に規定する企画調査部会（以下「部会」という。）を活用するものとする。

4 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準は、第4条第3項の各号に掲げる事項について定めるものとする。

5 委託業務を実施する主管課は、第3項に規定する審査を完了した後、第1項、第4条から第6条及び第8条に規定する所要の手続きを行う。

（非選定理由の説明）

第8条 理事長は、参加表明書を提出した者のうち当該委託業務について技術提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、理事長に対して非選定理由についての説明を求められることができるものとする。

3 理事長は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。

4 第1項から第3項までに掲げる事項については、第6条第1項に規定する業務説明書において明らかにするとともに、第2項に掲げる事項については、第1項に規定する通知において明らかにするものとする。

5 第1項に規定する通知は、前条第1項に規定する通知と同時に行うとともに、非選定理由については、第5条第1項に規定する手続き開始の公告及び第6条第1項に規定する業務説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の各項目のいずれの観点から非選定としたのか明らかにするものとする。

（その他）

第9条 技術提案書の特定の手続き及び部会の審査等その他この要領に定めのない事項については、特定手続実施要領によるもののほか、この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。